

児童自立生活援助事業Ⅱ型 子供の家

令和4年改正児童福祉法において規定された児童自立生活援助事業について、当法人として令和6年度から取り組むこととし、事業実施初年度は、さまざまな課題を持つ措置解除後の児童等が自立した生活を営むことができるよう、それぞれの心身の状態や置かれている状況に応じて、安全な住環境の確保や安心できる人間関係作りに配慮しつつ、以下の取り組みを行った。

- (1) 利用者に対し、就業への取り組む姿勢や職場の人間関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、安定した職業に就かせるための支援に努めた。
- (2) 利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、食事等の日常生活に関すること。その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導を行った。
- (3) 利用者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整を行う。
- (4) 利用者の意見又は意向、利用者の状況等を勘案して、その自立を支援するための自立支援計画を策定した。
- (5) 児童相談所や必要に応じて市町村、公共職業安定所、医療機関等の関係機関との連携に努めた。
- (6) 当事業の利用終了後も、定期的に日常生活、職場環境、金銭面等での相談に応じ、自立した生活が良好に送れるよう支援することとしている。

★ 令和6年度の入所定員等

入所定員5名 実員5名でスタートし、1名が年度途中で退所(本人希望による)した。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	4	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4